

【一般社団法人神戸港振興協会】みなと振興友の会 会員規約

第1条 会員

- (1) 本会は、個人会員で組織します。
- (2) 会員とは、本規約を承認の上、みなと振興友の会(以下「友の会」という。)に入会を申し込みかつ、友の会所定の会費を納めた方をいいます。

第2条 会費

この会員の年会費は以下のとおりとします。

3,000円

第3条 会員証の発行

- (1) 友の会は、会員に対し会員証を発行します。
- (2) 会員証は、会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡又は貸与することはできません。

第4条 会員証の有効期限

- (1) 会員証の有効期限は、入会日から1年間とします。

第5条 会員証の紛失・盗難

会員が会員証を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに友の会に連絡するものとします。

第6条 会員特典

会員は次に掲げる特典を受けられるものとします。(対象は会員ご本人様のみ)

- (1) 神戸ポートタワー及び神戸海洋博物館の招待券(各6枚)をプレゼントいたします。
- (2) 会員証の提示により、神戸ポートタワー及び神戸海洋博物館へ何度でも入場いただけます。
- (3) 会員証の提示により、ルミナス神戸2、コンチェルト、ファンタジー、ロイヤルプリンセス、オーシャンプリンスの乗船料を10%割引きます。
- (4) 会員証の提示により、神戸ポートタワーホテルの宿泊料及びレストラン利用料を5%割引きます。
- (5) オールドスパゲティファクトリー神戸店で注文時に会員証の提示により、デザートをサービスいたします。
- (6) 会員である旨を予約時に告知することにより、宿泊施設「志摩別邸 ひろはま荘」を特別提携料金にてご利用いただけます。
- (7) 神戸港の広報情報誌「港の風～神戸港からのたより」を配布いたします。

第7条 届出事項の変更

会員の氏名、住所等に変更があった場合は、友の会に届け出るものとします。

第8条 退会

会員はいつでも友の会を退会することができます。この場合、友の会にこの旨を届け出たうえで、直ちに会員証を返却してください。ただし、支払い済みの年会費については、返還しないものとします。

(附 則)

本規約は、平成22年3月19日から施行します。

(附 則)

本規約は、平成22年11月11日から施行します。

(附 則)

本規約は、平成24年5月15日から施行します。

(附 則)

本規約は、平成26年7月1日から施行します。

(附 則)

本規約は、平成27年8月1日から施行します。